

東海村除染実施計画
〈第1版〉

平成24年3月

東 海 村

東海村除染実施計画

〈第1版〉

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 東海村除染実施計画の対象となる区域	2
3. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地 利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	3
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	4
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分 に関する事項	4
7. その他の事項	4

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

本村は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって、平常時（0.06 マイクロシーベルト／時）に比べ高い空間線量率にある状況で、健康への影響について不安を抱いている方が多いものと考えます。

国の原子力災害対策本部が平成23年8月26日に発表した「除染に関する緊急実施基本方針」では、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点より約40%減少するという試算を示しています。

しかし、村民の不安を解消し、原子力発電所の事故前の状態に近づけることを目的に、村では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）に基づき、「東海村除染実施計画」（以下「本計画」という）を策定し、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質による空間線量率の低減化のための除染対策を行います。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることをを目指し、平成26年3月末までを第1期として、子どもの生活に関する施設の除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 東海村除染実施計画の対象となる区域

本村が実施した村内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

	名 称	空間線量率の範囲 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)	平均空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)
1	石神城址公園	0.14 ~ 0.45	0.24
2	白方公園	0.17 ~ 0.46	0.30
3	白方第2公園	0.18 ~ 0.43	0.24
4	豊岡なぎさの森	0.22 ~ 1.10	0.47
5	阿漕ヶ浦公園	0.18 ~ 0.70	0.28
6	平原東部第1児童公園	0.13 ~ 0.97	0.31
7	真崎古墳群公園	0.25 ~ 1.55	0.63

文部科学省の航空機モニタリング調査で村内は、概ね年間1ミリシーベルト以下の地域であり、「除染関係ガイドライン」(平成23年12月 第1版)の中で定める、基本的に字や街区単位での面的な除染が必要な地域の空間線量率水準ではないと考えられます。

しかしながら、村内において学校や公園等の子どもの生活に関する施設で空間線量率を計測したところ、一部の施設で1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上であったことから、村内の公園であって子どもの生活に関する施設の除染を村が主体となって取り組むこととします。

個人の住宅などにおける局所的に空間線量率の高い箇所については、本計画で行う除染作業とは切り離し、引き続き平成23年9月に東海村災害対策本部が出した「東海村内における放射線レベルの低減対策を行う目安について」に基づき住民、ボランティア及び企業等へそれぞれ周辺の除染を協力いただくこととします。

3. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、「2. 東海村除染実施計画の対象となる区域」に示す本計画の対象となる区域内の以下の除染対象は、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
本計画の対象となる 全ての公園	東海村

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、「除染関係ガイドライン」及びこれを踏まえて策定された環境省が定める「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」（平成24年2月改定）の内容に沿って除染を行います。

除染対象	内容（下記から必要な措置を選択します）
公園	<input type="checkbox"/> 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 <input type="checkbox"/> 落ち葉の除去、除草 <input type="checkbox"/> 散水車及び清掃車によるブラッシング <input type="checkbox"/> 手作業によるブラシ洗浄 <input type="checkbox"/> 屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄＊ <input type="checkbox"/> 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="checkbox"/> 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 <input type="checkbox"/> 庭等における表土等の除去 <input type="checkbox"/> 現場保管の際の残土による原状回復

＊ 遊具の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄を含む

除染作業を行うにあたり、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な空間線量率マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

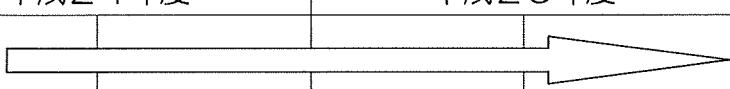
また、除染にあたっては、除去土壤等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施に当たっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本村では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいりますが、当面、平成 26 年 3 月までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 26 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 26 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 24 年度	平成 25 年度
本計画の対象となる 全ての公園		

6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壤等については、「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づき、管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 本計画は、村長を中心とする東海村災害対策連絡会議において進行管理を行ないます。本計画を見直した場合などは、広報、村ホームページ等により随時公表します。
- (2) 本計画に基づく、空間線量率の測定結果、除染作業の実施状況については、広報、村ホームページ等により随時公表します。
- (3) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、本計画の実施にあたっては、国・県や東京電力の対応を注視するとともに、今後も除染対象地域について継続的にきめ細かい空間線量率の測定を行い、必要に応じて本計画の見直しをするものとします。